

登園届

神田淡路町保育園大きなおうち 園長

園児名

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、 年 月 日から登園します。

年 月 日

保護者署名(自著)

発症日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年 月 日
受診日	年 月 日
休むよう 指示のあった期間	年 月 日 まで
登園にあたっての再受診日 (※裏面の1~11の感染症の場合と22、23で回復が遅れた場合は記入)	年 月 日
医療機関	

該当する病名に○をつけてください。

○	病名	登園のめやす(登園を控える期間)
	インフルエンザ(A・B・不明)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること。 (無症状感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。)
	その他()	※裏面の一覧表を参照ください。

発症からの 日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月 / 日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の 最高体温									
解熱した日・ 症状が軽快(消失) した日(○印)									

※必要事項を保護者が記入して、治癒後の登園日に提出してください。

裏面1~11の感染症の場合と22、23で回復が遅れた場合は、登園にあたり、再受診をしてください。

※登園のめやすの数は、発症日を0日目とし、登園のめやすの期間を経過するまでです。

裏面12~23の感染症で順調に回復した場合は、治癒を確認するための再受診は不要です。

(医師からの指示があった場合はそれに従ってください。)

※保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日を快適に生活できることが大切です。園児がよく罹患する裏面の感染症については、医師の診断に従い「登園届」の提出をお願いいたします。登園にあたっての再度の受診が必要でない感染症であっても、「感染力のある期間」への配慮と「登園のめやす」のご確認をお願いいたします。なお、集団生活に適應できる状態に回復してから登園するようご配慮ください。